

## 船舶事故調査報告書

平成27年4月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年11月8日 16時30分ごろ
発生場所	熊本県苓北町四季咲岬西方沖 四季咲岬灯台から真方位270° 1,100m付近 （概位 北緯32° 31.77′ 東経130° 00.09′）
事故調査の経過	平成26年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 昭丸、3.0トン KM3-53041（漁船登録番号）、個人所有 8.65m(Lr)×2.12m×0.84m、FRP ディーゼル機関、102.90kW、昭和58年12月12日 第293-39877号（船舶検査済票の番号） B 漁船 祐実丸、1.0トン KM3-53220（漁船登録番号）、個人所有 6.27m(Lr)×2.08m×0.79m、FRP ガソリン機関（船外機）、36.80kW、不詳 第293-37350号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年11月18日 免許証交付日 平成26年9月26日 （平成31年11月18日まで有効） B 船長B 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年5月20日 免許証交付日 平成23年5月20日 （平成28年5月19日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長B）
損傷	A プロペラ及びプロペラシャフトに曲損、船首から船尾にかけての船底に擦過傷 B 右舷船尾外板に亀裂及び破口、操舵スタンド及びオーニングの脱

	落
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、苓北町都呂々西方沖で釣りを行った後、平成26年11月8日16時10分ごろ同町富岡港に向けて帰途についた。</p> <p>船長Aは、操縦区画の床上（高さ約20cm）に取り付けた渡し板の上に立ち、舵輪を持って操船に当たった。</p> <p>A船は、約15ノット（kn）の対地速力で北北西進中、船長Aが、左舷船首方からA船に向けて航行する小型船を認め、その動静を監視しながら航行を続け、小型船がA船の左舷後方に向けて変針して無難に通過したことから、渡し板から下りて操船を続けたところ、16時30分ごろ四季咲岬西方沖において、その船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、四季咲岬西方沖において、船首を南東方に向け、錨泊して釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、左舷船尾で、北方を向いて釣りを行っていたところ、釣果が無くなってきたことから、帰り支度を始めようと、釣り竿を置いた際、右舷船首方至近にB船に向かって来るA船を視認した。</p> <p>B船は、船長Bが危険を感じて左舷船首側に退避したとき、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水し、A船により救助されて富岡港に向かい、船長Aの手配した車で病院に搬送され、顔面右頬部の裂傷と診断された。B船は、船長Aが連絡した僚船により、富岡港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故発生前、左舷船首方からA船に向かって航行する小型船の動向が気になり、船首方を余り見ていなかった。</p> <p>A船は、日頃から、約15knで航行すると船首が浮上するうえ、操縦区画の窓枠及び船首甲板のオーニングにより船首方の視界が制限されることから、操縦区画内に取り付けた渡し板の上に立って前方の見張りを行っていた。（写真1、2参照）</p>



写真1 A船操縦区画からの見通し状況



写真2 A船操縦区画の状況

船長Aは、本事故当時、気になっていた左舷船首方から接近する小型船が、A船の左舷後方に変針して通過したことから、周囲に他船はいないと思い、渡し板から下りて操船を続けていた。(写真3参照)



写真3 船長Aの操船状況

船長Bは、本事故当日は釣果が良く、魚を釣るごとに、その魚を船首甲板の魚倉に入れるために移動し、その際、周囲の見張りを行って

	<p>いた。</p> <p>船長Bは、釣りをを行う際、浮子を注視しており、本事故前は、魚が釣れなくなってきていた。</p> <p>船長Bは、B船が錨泊しているので、航行中の船舶がB船を避けて行くだろうと思っていた。</p> <p>B船は、錨泊中の形象物を掲げていなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、四季咲岬西方沖を北北西進中、船長Aが、左舷船首方からA船に接近する小型船に注意を向けていた上、小型船がA船の左舷船尾方に通過後は、船首方に死角が生じる操縦区画で見張りをを行い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、四季咲岬西方沖で釣りをして錨泊中、船長Bが、釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったことから、A船が間近に接近し、危険を感じたものの、何もすることができず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、四季咲岬西方沖において、A船が北北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、左舷船首方からA船に接近する小型船に注意を向けていた上、小型船がA船の左舷船尾方に通過後は、船首方に死角が生じる操縦区画で見張りをを行い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、釣りに意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、船首を振るなどして、船首方の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・錨泊中であっても、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

